

知的障害児者・自閉症児者のための

生活サポート総合補償制度

AIUの普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約セット)



保護者の皆様へ

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

当協会は、助け合うという互助の精神を柱に、知的障害児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。ぜひこの機会にご入会をご検討頂ければ幸いです。

当協会にご入会いただくと、疾病やケガの入院や賠償事故などを補償する「生活サポート総合補償制度」をご利用頂けます。この補償制度は、知的障害児者・自閉症児者の方が抱える様々なリスクを補償するために開発された制度です。

- 特長**
- 1 入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
 - 2 個人賠償は最高3億円まで補償。
 - 3 年令にかかわらず、知的障害児者、自閉症児者の方であればご加入いただけます。

アール・ブリュット 2016年入賞作品

全国から応募いただき、一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会にて3点を入賞作品として選考しました。



「やってミント王&マダムミント」(作者: やってミント) グループ作品



「ぼくのいえ」(作者: 高橋直樹)



「象の神様」(作者: 雨宮信一)

アール・ブリュットとは「生(き)の芸術」というフランス語。正規の美術教育を受けていない人による、何ものにもとられない表現

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

一般社団法人東京都知的障害児者生活サポート協会

ご加入の皆様へ
本書5ページの補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

補償概要

この補償概要の詳細については担当代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

保険金名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
病気やケガで入院したときの補償(国内外補償)	傷害疾病付添介護保険金 被保険者が病気を発病またはケガを被り、その直接の結果として補償期間中に開始した入院が所定の要入院日数以上となった場合 ※病気については、補償期間開始以前の発病についてもお支払いの対象となりますが、ケガについては、補償期間開始後に被り、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお支払いの対象となります。	所定の要入院日数以上入院した場合、要入院日数以降の別途約款に定める介護人による付添介護を受けた入院1日につき傷害疾病付添介護保険金をお支払いします。ただし、補償期間を通じて30日を限度とします。	次の①～⑥に掲げる事由のいずれかにより、被保険者が被った病気またはケガおよび⑦の場合 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った病気またはケガ ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った病気またはケガ ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。 ④被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって被った病気もしくはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。 ⑤放射線照射や放射能汚染によって被った病気またはケガ ⑥被保険者の妊娠または出産 ⑦頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など
	傷害疾病入院時室料差額費用保険金 傷害疾病入院諸費用保険金 ※当制度に途中で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。	所定の要入院日数以上入院した場合、要入院日数以降の入院1日につき傷害疾病入院諸費用保険金をお支払いします。ただし、補償期間を通じて30日を限度とします。	
	傷害疾病入院一時金 ※当制度に途中で加入された場合、1回の入院について1回に限り、傷害疾病入院一時金の全額をお支払いします。ただし、傷害疾病入院諸費用保険金・傷害疾病入院時室料差額費用保険金・傷害疾病付添介護保険金のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院については傷害疾病入院一時金をお支払いできません。	所定の要入院日数以上入院した場合、1回の入院について1回に限り、傷害疾病入院一時金の全額をお支払いします。ただし、傷害疾病入院諸費用保険金・傷害疾病入院時室料差額費用保険金・傷害疾病付添介護保険金のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院については傷害疾病入院一時金をお支払いできません。	
他人に損害を与えたときの補償(国内外補償)	被保険者が、次の事故により他人にケガをさせたり他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合 ・本人の居住用の住宅および同一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注)本人の他、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者、本人の配偶者、本人もしくはその親権者または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族、本人もしくはその親権者または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子も被保険者となります。また、本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。	法律上の損害賠償金、訴訟費用などをお支払いします。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額を限度とします。 ※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。その際に、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決に当たるための助言、協力を行うことができます。 ※同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額が損害額を超えることはありません。 ※他人の物を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物が事故日時点でどれくらいの価値であるか(時価額)を算出し、その金額をお支払い金額となります。ただし修理可能な場合は修理代金でのお支払いとなります。(万一、修理代金が時価額を超えた場合は時価額でのお支払いとなります。)	次の掲げる事由のいずれかにより生じた賠償責任 ①保険契約者または被保険者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ④戦争、暴動等 ⑤被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任) ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑦航空機、船舶、車両などの所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑧被保険者の心神喪失 ⑨被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 …など
死亡保険金	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。	次の①～⑩の事由のいずれかによって生じたケガまたは⑪の場合 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者の自動車、バイク(原動機付自転車を含みます。)等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転による事故 ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者に対する外科手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ⑦戦争、暴動等 ⑧核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性 ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑪被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じた事故
後遺障害保険金	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	⑫被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク(原動機付自転車を含みます。)等による競技・競争・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故 …など
入院保険金	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ入院された場合	入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。	
通院保険金	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合	通院日数1日につきご加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。	
手術保険金	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合	所定の手術を受けた場合、手術時の入院の有無に応じた額(入院中:入院保険金日額の10倍・入院中以外:入院保険金日額の5倍)をお支払いします。ただし1事故について1回の手術に限りです。	
疾病葬祭費用保険金	被保険者が補償期間中に病気により死亡し葬儀が行われた場合	保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、ご加入の保険金額を限度として、その費用の負担者に疾病葬祭費用保険金をお支払いします。ただし、葬祭などを開始した日が補償期間中である場合または補償期間の終了日から60日を経過する日までの間である場合に限りです。 ※同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。	次の掲げる事由のいずれかによって発病した病気による被保険者の死亡 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者による自動車、バイク(原動機付自転車を含む。)などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転 ④被保険者に対する刑の執行 ⑤戦争、暴動等 ⑥放射線照射や放射能汚染 …など
地震・噴火・津波補償	被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金が補償の対象となります。	「ケガをしたときの補償」のお支払いする保険金と同じです。	「ケガをしたときの補償」の保険金をお支払いできない主な場合と同じです。

「生活サポート総合補償制度」の主な特長

- * ご加入に際して**健康診断**や、**医師の診察**は**必要ありません**。
- * **ケガ**や**病気**による**入院**が補償の対象となります。
- * 入院給付金は、**既往症**や**てんかん発作**による入院をはじめ、治療のための**検査入院**でも補償の対象となります。

ご希望に応じて
2つのプラン
からお選びいた
だけます。

入院給付金(①②③)の補償開始について	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	30日目
入院2日目から補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!				
入院4日目から補償プランA			補償しません	4日目から補償開始!!		

補償内容	例えばこんな時にお役に立ちます	補償項目	1泊2日以上入院 入院2日目から補償プランB	3泊4日以上入院 入院4日目から補償プランA	
入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含みます。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 <ご注意> ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求はできません。	◆健康診断でガンが見つかり、抗がん剤治療を行った。6日間の入院を伴う治療を4回行った。  入院2日目 から補償プランBの場合 ①付添介護保険金 8,000円×5日=40,000円 ②差額ベッド費用 3,000円×5日=15,000円 ③入院諸費用 1,000円×5日=5,000円 ④入院一時金 (1入院) 6,000円 66,000円 お支払保険金合計 264,000円(4回分)	◆誤嚥性肺炎のため、15日間入院した。個室に入り、母親が付添介護にあたった。  入院2日目 から補償プランBの場合 ①付添介護保険金 8,000円×14日=112,000円 ②差額ベッド費用 3,000円×14日=42,000円 ③入院諸費用 1,000円×14日=14,000円 ④入院一時金 6,000円 お支払保険金合計 174,000円	①付添介護保険金 付添介護を受けた日 1日につき ②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日 1日につき ③入院諸費用 入院1日につき ④入院一時金 1入院につき	8,000円 3,000円 1,000円 6,000円	8,000円 3,000円 1,000円 5,000円
個人賠償責任保険金 ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 <ご注意> ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返す場合等、頻度やその事故の内容により変わります。 ・てんかん性の発作に直接起因する事故は補償の対象にならないことがあります。	◆自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。1億3,000万円の賠償。  入院2日目 から補償プランBの場合 お支払保険金合計 1億3,000万円(治療費等)	◆友だちの家のトイレにタオルを落として詰まらせた。  お支払保険金合計 100,000円(修理費)	⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	3億円	1億円
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 <ご注意> ・急性性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかん性の発作に直接起因するケガは補償の対象となりません。 ・⑥入院保険金は「入院給付金」①②③④と重複してお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	◆トイレで転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。45日間入院し手術、退院後リハビリで20日通院した。  入院2日目 から補償プランBの場合 ⑥入院保険金 5,000円×45日=225,000円 ⑦通院保険金 3,000円×20日=60,000円 ⑩手術保険金(入院中の手術)=50,000円 お支払保険金合計 335,000円	◆ボタン電池を誤飲して、内視鏡による除去手術を受けた。  お支払保険金合計 28,000円	⑥死亡保険金 ⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて ⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度) ⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度) ⑩手術保険金 1事故につき1回	100,000円 4,000~100,000円 5,000円 3,000円 50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外)	100,000円 4,000~100,000円 3,000円 2,000円 30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外)
病気で死亡したときの補償	被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族の方が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑪葬祭費用保険金 支払限度額	100,000円	100,000円	
地震などによる傷害(ケガ)の補償	被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑥死亡保険金、⑦後遺障害保険金、⑧入院保険金、⑨通院保険金、⑩手術保険金が補償の対象となります。	⑫地震・噴火・津波補償	補償されます	補償されます	
		掛金(1年間)	23,000円	17,000円	

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(用語のご説明をご参照ください)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払い出来ません。詳しくは取扱代理店へお問い合わせください。
 ※2 他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。
 ●掛金には会費(制度運営費)が含まれています。
 ●個人賠償責任補償がすでにご加入の別の保険にセットされている場合には補償が重複することがあります。ご契約前に補償内容を十分ご確認ください。

よくあるご質問

Q 加入する際に医師の診察などが必要ですか?
 A 医師の診察は不要です。また、ご加入の際に療育手帳のご提示も不要です。

Q 何才から加入できますか?
 A 年齢制限はございませんので、0才からでもご加入できます。

Q 既往症で入院しても、支払い対象になりますか?
 A はい。先天的な疾病に起因する病気や、てんかん発作による入院なども支払の対象となります。

Q 現在治療中なのですが、加入できますか?
 A 治療中の方でもご加入いただけます。ただし、入院して治療中の場合は、退院後の新たな入院が対象となります。中途加入の場合は、待機期間もご注意ください。

Q 一般就労するのですが、加入できますか?
 A 知的障害児者・自閉症児者の方であれば、職業にかかわらずご加入いただけます。



被保険者 (補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者

補償期間 (保険のご契約期間)

2017年4月1日から2018年4月1日午後4時までの1年間

加入方法・掛金

■新規加入 (4月1日加入)

入会申込書兼保険加入依頼書にご記入・ご捺印の上、2・3・4枚目を事務局へお出しください。

(5枚目はお客さま控です。)

掛金は口座振替となりますので入会申込書兼保険加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■入院2日目から補償プラン③/掛金… 23,000円(保険料 19,810円)

■入院4日目から補償プラン④/掛金… 17,000円(保険料 14,810円)

口座振替日: 5月12日 (金融機関が休日の場合は翌営業日)

締切日: 3月10日

[継続加入の口座振替日: 毎年5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)]
※次年度以降、口座振替により自動的に継続されますので手続きは不要です。



■中途加入 (上記締切日以降に加入される場合)

入会申込書兼保険加入依頼書にご記入・ご捺印の上、事務局へお出しください。

(次年度以降、掛金は口座振替となりますので、入会申込書兼保険加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。)

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

2016年9月1日現在

【補償期間:加入日(毎月1日)~
2018年4月1日午後4時】

締切日…毎月15日

加入日…締切日の翌月の1日

掛金…右記の掛金表でご確認のうえ、
お振り込みください。

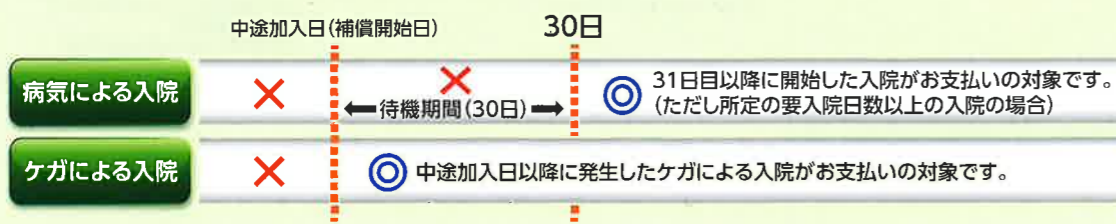
*掛金には制度運営費が含まれています。

*保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000
名以上の場合の多数割引を適用したものです。

加入日	掛金 (保険料)	
	入院2日目 から補償プラン③	入院4日目 から補償プラン④
5月1日	20,840円 (17,700円)	15,320円 (13,140円)
6月1日	19,150円 (16,130円)	13,930円 (11,960円)
7月1日	17,240円 (14,500円)	12,540円 (10,750円)
8月1日	15,320円 (12,880円)	11,140円 (9,550円)
9月1日	13,410円 (11,260円)	9,740円 (8,370円)
10月1日	11,490円 (9,690円)	8,370円 (7,190円)
11月1日	9,580円 (8,060円)	6,980円 (5,980円)
12月1日	7,660円 (6,440円)	5,560円 (4,780円)
1月1日	5,750円 (4,820円)	4,190円 (3,600円)
2月1日	3,830円 (3,250円)	2,800円 (2,400円)

※加入日が3月1日の設定はありません。

*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金(2ページ)のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。
病気による入院については、ご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した
入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。



用語の説明

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、保険金支払いの対象となりません。
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的修復術、抜歯手術などの手術は補償の対象になりません。
通院	病院または診療所に通い、または往診により医師の治療を受けることをいいます。
入院	自宅などでの治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

【ご加入の流れ】

新規加入者 (昨年の現金申込者含む)

3月10日までに

入会申込書兼保険加入依頼書を事務局までご提出ください。

4月1日

補償が開始されます。

5月上旬

加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落しされます。

2018年2月頃

今年加入された方は継続確認の案内が送付されます。同じプランで継続される方は新たな加入手続きは不要です。

継続加入者

2月頃

継続案内が送付されます。
(プラン変更される場合は、専用の返信用ハガキに必要事項をご記入のうえ署名、捺印して返信してください。プランの変更のない場合は返信不要です。)

4月1日

補償が開始されます。

5月上旬

加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落しされます。

2018年2月頃

継続案内が送付されます。

【個人情報の取り扱いについて】 契約者である団体は、入会申込書兼保険加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取り扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

- 補償期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや病気、個人賠償事故)にあわれた場合は、担当代理店またはAIU損害保険株式会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
- 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- 保険の内容あるいは手続きについてのお問合せ
- 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

加入に関するお問い合わせ先

■事務局
(加入依頼書等送付先)

一般社団法人東京都知的障害児者生活サポート協会

〒185-0021 東京都国分寺市南町2-11-14 トミービル3F

TEL:042-300-1366 FAX:042-300-1367

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

http://www.t-shien.jp/tsp/

補償に関するお問い合わせ先

■担当代理店
株式会社ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F
TEL:03-5321-3373
FAX:03-5321-4774
受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIU損害保険株式会社 東京第二支店
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL:03-6894-9110 http://www.aiu.co.jp
受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)